

聖籠町保育料に関する規則をここに公布する。

平成 27 年 4 月 1 日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町規則第 20 号

聖籠町保育料に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条第 3 項、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。第 2 条において「法」という。）第 27 条第 3 項及び同法第 29 条第 3 項第 2 号に規定する額（以下「保育料」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の定義は、法及び聖籠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年聖籠町条例第 18 号）で使用する用語の例による。

(保育料の額)

第 3 条 保育を受けた子どもの保護者（以下「保護者」という。）が納付すべき保育料の月額は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定教育・保育施設等に入所している子どもの属する世帯が次の各号のいずれかに該当する場合においては、別表第 1 中第 2 階層及び第 3 階層の保育料の月額は、別表第 2 のとおりとする。

(1) 保護者が、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 17 条及び第 31 条の 7 に規定する配偶者のない者で現に子どもを扶養しているものの世帯

(2) 次の各号のいずれかに該当する者を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児

オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等で特に困窮していると町長が認めた世帯

3 保育を受ける子どもが保育所に月途中に入所した場合は、当該月の途中入所日からの開所日数を25で除し、保育料を乗じて得た額を徴収し、月途中に退所した場合は、当該月の途中退所日までの開所日数を25で除し、保育料を乗じて得た額を徴収する。
(保育料の納期限)

第4条 保護者は、当月分保育料をその月の末日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜に当たるときは、当該日の翌日）までに納付しなければならない。

(多子世帯の保育料の軽減)

第5条 同一世帯で2人以上の子どもを養育している場合の保育料は、別表第1の保育料の表中第2階層から第8階層までの階層区分に該当する世帯であって、小学校6年生以下の年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部（以下この条において「教育・保育施設等」という。）に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援（以下この条において「発達支援等」という。）を利用している場合において次のとおりとする。

(1) 2人目の保育料は、教育・保育施設等に入所し、又は発達

支援等を利用している子どもの属する世帯の階層区分における保育料の2分の1の額とする。

(2) 3人目以降の保育料は、無料とする。

(保育料の減免)

第6条 町長は、保護者が、その保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その保育料を減額し、又は免除することができる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。